

令和 年 月 日

様

契 約 書
— 指定居宅介護支援 —

社会福祉法人京都社会事業財団

桂川居宅介護支援事業所

居宅介護支援契約書

様(以下、「契約者」という)と社会福祉法人京都社会事業財団 理事長 野口雅滋(以下、「事業者」という)は、桂川居宅介護支援事業所(以下、「事業所」という)が契約者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、契約者の委託を受けて、契約者の心身の状況、置かれている環境や契約者及びその家族の希望等を考えて居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う居宅介護支援について定めることを目的とします。

(介護支援専門員)

第2条 事業者は、その事業所に属する介護支援専門員に契約者の居宅サービス計画作成に関する業務を担当させることとし、その任命又は交代を行った場合は、契約者にその氏名を通知します。

(運営規程の遵守)

第3条 事業者は、別に定める運営規程に従い、公正中立に居宅介護支援を行います。

(居宅サービス計画作成の支援)

第4条 事業者は、次の各号の事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- 1 契約者の居宅を訪問し、契約者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報等を複数事業所のサービスの紹介を求めることが可能です。
- 3 ケアプラン作成にあたっては原案に位置付けた選定理由などを丁寧に契約者及び家族に説明提供します。
- 4 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上で留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 5 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等については、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族に説明し、契約者から文書による同意を受けます。
- 6 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 契約者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3 契約者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分申請の支援等の必要な対応をします。

(医療機関への入退院支援)

第6条 契約者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求めます。

(施設入所への支援)

第7条 事業者は、契約者が介護保険施設への入所を希望した場合、契約者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第8条 契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合、事業者と契約者双方の合意をもって居宅サービスを変更します。

(給付管理)

第9条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、京都府国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第10条 事業者は、契約者が要介護認定又は要支援認定(以下、「要介護認定等」という)の更新申請及び変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう契約者を援助します。また、事業者は、契約者が希望する場合は、要介護認定等の申請を契約者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第11条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を残し、これをこの契約終了後5年間保管します。

- 2 契約者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該契約者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 契約者は、当該契約者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、契約者又は事業者が解約を文書で通知し、且つ、契約者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、契約者に交付します。

(契約期間)

第12条 この契約の契約期間は、契約締結日から契約者の要介護認定の有効期間満了までとします。

- 2 契約満了日の7日以上前までに、契約者から事業者に対して、文書による契約終了の申出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(契約の終了)

第13条 契約者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、契約者に対して契約終了日1カ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を契約者に提供します。
- 3 事業者は、契約者又はその家族等が、事業所や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 契約者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 契約者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - ③ 契約者が死亡した場合

(秘密保持)

第14条 事業者及び介護支援専門員、事業所に勤務する者は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、契約者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及び家族の個人情報を用いません。
- 3 その他必要なことに関しては、京都桂川園個人情報管理規定を遵守します。

(賠償責任)

第 15 条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により契約者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携帯義務)

第 16 条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び契約者や契約者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第 17 条 事業者は、契約者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する契約者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(長期休止の場合の対応)

第 18 条 事業所は、サービス利用を長期休止されている場合に次の対応を行います。

- 1 入院・入所等で3ヶ月以上利用を休止された場合の利用の再開について、事業所の稼動状況により、対応できない場合があります。その際は、利用者に他の相談開始可能な月日を提示するか、他事業者の紹介をします。
- 2 サービスを休止して3ヶ月以上経過する場合は、契約の終了に関して相談をさせていただきます。

(善管注意義務)

第 19 条 事業者は、契約者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第 20 条

- 1 契約者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠実をもって協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日：令和 年 月 日

契約者

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印

代理人

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印
(契約者との関係)

事業者

(事業者名) 社会福祉法人 京都社会事業財団

(所在地) 京都市西京区山田平尾町17番地

(代表者) 理事長 野口 雅滋 印

事業所

(事業所名) 桂川居宅介護支援事業所

(所在地) 京都市西京区下津林東大般若町32番地

(管理者) 主任介護支援専門員 都志見 一也

(介護保険指定番号) 2674000050